

石使審第1号
令和3年7月29日

石狩市長 加藤龍幸様

石狩市使用料、手数料等審議会
会長 高宮則夫

施設使用料の改定について（答申）

令和3年5月28日付け、石財政第36号で諮問のありました標記の件については、付帯意見を添えて下記の通り答申いたします。

1 施設使用料の改定について

① 墓地

施設の維持管理経費と比較すると受益者負担が低いことや、近年の維持管理コストが増加している状況を勘案し、本改定案は妥当と判断します。

② 花川北コミュニティセンター（一般開放利用（ホールまたはステージ・和室（高齢者）））

本改定案は、「石狩市使用料、手数料等設定の基本方針」に基づき、適正な原価計算のうえ設定されており、審議会として妥当と判断しますが、値上げ率が100%と大きいことから、急激な負担増を軽減するため、一般料金の他に最大50%の値上げの範囲内で高齢者や高校生料金を新たに設定することを求めます。また、高齢者の和室についても同様に最大50%の値上げの範囲内で料金の設定を求めます。

③ 花川南コミュニティセンター（一般開放利用（アリーナ・多目的ホール、トレーニングルーム）、浴室及び談話室（高齢者））

本改定案は、「石狩市使用料、手数料等設定の基本方針」に基づき、適正な原価計算のうえ設定されており、審議会として妥当と判断しますが、値上げ率が100%と大きいことから、急激な負担増を軽減するため、一般料金の他に最大50%の値上げの範囲内で高齢者や高校生料金の設定を求めます。また、浴室及び談話室についても同様に最大50%の値上げの範囲内で料金の設定を求めます。

④ 八幡コミュニティセンター（一般開放利用（アリーナ、会議室又は和室（高齢者）））

本改定案は、「石狩市使用料、手数料等設定の基本方針」に基づき、適正な原価計算のうえ設定されており、審議会として妥当と判断しますが、値上げ率が100%と大きいことから、急激な負担増を軽減するため、一般料金の他に最大50%の値上げの範囲内で高齢者や高校生料金を新たに設定することを求めます。また、高齢者の和室についても同様に最大50%の値上げの範囲内で料金の設定を求めます。

⑤ 厚田総合センター

本改定案は、「石狩市使用料、手数料等設定の基本方針」に基づき、適正な原価計算のうえ設定されており、審議会として妥当と判断しますが、値上げ率が100%と大きいことから、急激な負担増を軽減するため、一般料金の他に最大50%の値上げの範囲内で高齢者や高校生料金を新たに設定することを求めます。

⑥ 花川北憩の家

本改定案は、「石狩市使用料、手数料等設定の基本方針」に基づき、適正な原価計算のうえ設定されており、審議会として妥当と判断しますが、値上げ率が100%と大きいことから、急激な負担増を軽減するため、他施設の高齢者料金同様、最大50%の値上げの範囲内で設定することを求めます。

⑦ 厚田憩の家

本改定案は、「石狩市使用料、手数料等設定の基本方針」に基づき、適正な原価計算のうえ設定されており、審議会として妥当と判断しますが、値上げ率が100%と大きいことから、急激な負担増を軽減するため、他施設の高齢者料金同様、最大50%の値上げの範囲内で設定することを求めます。

⑧ 横町寿の家

本改定案は、「石狩市使用料、手数料等設定の基本方針」に基づき、適正な原価計算のうえ設定されており、審議会として妥当と判断しますが、値上げ率が100%と大きいことから、急激な負担増を軽減するため、他施設の高齢者料金同様、最大50%の値上げの範囲内で設定することを求めます。

⑨ 各小中学校屋内体育館（旧石狩地区）

施設の維持管理経費と比較すると受益者負担が低いことや、近年の維持管理コストが増加している状況を勘案し、本改定案は妥当と判断します。

⑩ 多目的スポーツ施設

施設の維持管理経費と比較すると受益者負担が低いことや、近年の維持管理コストが増加している状況を勘案し、本改定案は妥当と判断します。一方、高齢者・高校生料金については、他施設同様、最大50%の値上げの範囲内で設定することを求めます。

⑪ B&G海洋センター

本改定案のうち一般開放料金については、「石狩市使用料、手数料等設定の基本方針」に基づき、適正な原価計算のうえ設定されており、審議会として妥当と判断しますが、値上げ率が100%と大きいことから、急激な負担増を軽減するため、一般料金の他に最大50%の値上げの範囲内で高齢者や高校生料金を新たに設定することを求めます。

また、専用利用料金については、施設の維持管理経費と比較すると受益者負担が低いことや、近年の維持管理コストが増加している状況を勘案し、妥当と判断します。

⑫ スポーツ広場

施設の維持管理経費と比較すると受益者負担が低いことや、近年の維持管理コストが増加している状況を勘案し、本改定案は妥当と判断します。

⑬ 学び交流センター

施設の維持管理経費と比較すると受益者負担が低いことや、近年の維持管理コストが増加している状況等を勘案し、本改定案は妥当と判断します。

また、令和4年度から公民館機能移転に伴い実習室を設け、新たに使用料を設定しようとするこの度の諮問については、「石狩市使用料、手数料等設定の基本方針」に基づき、適正な原価計算のうえ設定されており、審議会として妥当と判断します。

2 付帯意見

今回の一般開放使用料の改定は、現行料金の設定後、長期間が経過した後の100%アップ料金改定となっているが、急激な値上げによる施設利用者の負担増を避けるためには、本来、定期的なサイクルで施設の利用実態調査に応じた段階的な料金見直しとすべきであると考えます。

今後はより一層の「石狩市使用料、手数料等設定の基本方針」に基づく適正な使用料、手数料事務の執行を求めます。

以上